

参考資料1 我が国の無償労働の貨幣評価にあたっての基礎統計

ここでは、我が国の無償労働の貨幣評価に用いた基礎統計について整理する。

1. 活動時間

参考図表1 総務省「社会生活基本調査」プリコード方式（1981年～2006年）での無償労働の項目

1981	1986	1991	1996	2001	2006
家事・育児	家事	家事	家事	家事	家事
	育児	育児	育児	育児	育児
—	—	介護・看護	介護・看護	介護・看護	介護・看護
買物	買物	買物	買物	買物	買物
奉仕的活動	社会奉仕	社会的活動	社会的活動	ボランティア活動・社会参加活動	ボランティア活動・社会参加活動

(備考) 介護・看護は、1981年では「家事・育児」に含まれ、1986年では「家事」に含まれる。既存の推計では、1981年～1996年の家事（1981年は家事・育児）を以下の、NHK放送文化研究所の「国民生活時間調査」を用いて分割している。また、2001年、2006年の家事の内訳については、社会生活基本調査のアフターコード方式での対応項目の時間を用いて按分計算した。

参考図表2 NHK放送文化研究所「国民生活時間調査」（家事の詳細分類）

1980	1985	1990	1995	2000	2005
アフターコード方式	アフターコード方式	アフターコード方式	プリコード方式	プリコード方式	プリコード方式
炊事	炊事	炊事	炊事・掃除・洗濯	炊事・掃除・洗濯	炊事・掃除・洗濯
掃除	掃除	掃除			
洗濯	洗濯	洗濯			
縫物・編物	縫物・編物	縫物・編物			
実用品の買物	実用品の買物	買物	買物	買物	買物
子供の世話	子供の世話	子供の世話	子供の世話	子供の世話	子供の世話
		病人や老人の世話			
家庭雑事	家庭雑事	家庭雑事	家庭雑事	家庭雑事	家庭雑事

(備考) 家庭雑事：整理、片付け、銀行・役所に行く、病人や老人の世話・介護など

参考図表3 社会生活基本調査（アフターコード方式）を用いた家事（プリコード方式）の対応関係

プリコード方式	アフターコード方式	
	2001年	2006年
炊事	食事の管理	食事の管理 菓子作り 園芸
掃除	住まいの手入れ・整理	住まいの手入れ・整理
洗濯	衣類等の手入れの 17/20	衣類等の手入れの 17/20
縫物・編物	衣類等の手入れの 3/20	衣類等の手入れの 3/20 衣類等の作製
家庭雑事	公的サービスの利用 商業的サービスの利用 世帯管理 家族の身の回りの世話 その他の家事	建築・修繕 乗り物の手入れ 世帯管理 家族の身の回りの世話 その他の家事 公的サービスの利用 商業的サービスの利用

（備考）アフターコード方式「衣類等の手入れ」については、NHK「国民生活時間調査 1990」の全体の時間の比率を用いて、プリコード方式の「洗濯」と「縫物・編物」に分割した。一方で、社会参加活動・ボランティア活動については、既存の推計では細分化はされていないが、社会生活基本調査では以下の種類の行動者数・行動者率のデータが整備されている。

参考図表4 総務省「社会生活基本調査」での社会活動等の種類

1981、1986、1991、1996	2001、2006
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域社会や居住地の人に対する社会奉仕 ・ 福祉施設等の人に対する社会奉仕 ・ 児童・老人・障害者に対する社会奉仕 (1981年以外) ・ 特定のグループの人に対する社会奉仕 (1981年) ・ 特定地域（へき地や災害地等）の人に対する社会奉仕 ・ その他一般の人に対する社会奉仕 ・ 公的な社会奉仕 ・ 社会参加活動（1991年、1996年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康や医療サービスに関係した活動 ・ 高齢者を対象とした活動 ・ 障害者を対象とした活動 ・ 子供を対象とした活動 ・ スポーツ・文化・芸術に関係した活動（2001年） ・ スポーツ・文化・芸術・学術に関係した活動（2006年） ・ まちづくりのための活動 ・ 安全な生活のための活動 ・ 自然や環境を守るための活動 ・ 災害に関係した活動 ・ 国際協力に関係した活動（2006年） ・ その他

（備考）1981～1996年の定義について

その他一般の人に対する社会奉仕：福祉の集いの開催・献血・無料法律相談等

公的な社会奉仕：民生委員・保護司・行政相談委員等

社会参加活動：婦人活動・青少年活動・消費者活動・労働運動等

参考図表5 有業・無業別、男女別、年齢階層別の社会活動の種類別のデータ（社会生活基本調査）

	全国	都道府県別
1981～1991年	行動者数、行動者率	行動者数、行動者率
1996～2006年	行動者数、行動者率、平均行動日数	行動者数、行動者率

〔年齢区分について〕

参考図表 6 総務省「社会生活基本調査」(全国：男女別、有業無業別、配偶状況別の生活時間)

1981	1986	1991	1996	2001	2006
15～19 歳					
20～24 歳					
25～29 歳					
30～39 歳	30～39 歳	30～39 歳	30～34 歳	30～34 歳	30～34 歳
			35～39 歳	35～39 歳	35～39 歳
40～49 歳	40～49 歳	40～49 歳	40～44 歳	40～44 歳	40～44 歳
			45～49 歳	45～49 歳	45～49 歳
50～59 歳	50～59 歳	50～59 歳	50～54 歳	50～54 歳	50～54 歳
			55～59 歳	55～59 歳	55～59 歳
60～64 歳					
65～69 歳					
70 歳以上	70 歳以上	70～74 歳	70～74 歳	70～74 歳	70～74 歳
		75～79 歳	75～79 歳	75～79 歳	75～79 歳
		80～84 歳	80～84 歳	80～84 歳	80～84 歳
		85 歳以上	85 歳以上	85 歳以上	85 歳以上

参考図表 7 総務省「社会生活基本調査」(都道府県：男女別、有業無業別の生活時間)

1981	1986	1991	1996	2001	2006
15～24 歳					
25～39 歳	25～39 歳	25～34 歳	25～34 歳	25～34 歳	25～34 歳
		35～44 歳	35～44 歳	35～44 歳	35～44 歳
40～59 歳	40～59 歳				
		45～54 歳	45～54 歳	45～54 歳	45～54 歳
		55～64 歳	55～64 歳	55～64 歳	55～64 歳
60～64 歳	60～64 歳				
65 歳以上	65 歳以上	65～74 歳	65～74 歳	65～74 歳	65～74 歳
		75 歳以上	75 歳以上	75 歳以上	75 歳以上

NHK「国民生活時間調査」

- ・ 1980～1995年：性別の年齢階級区分：「10～15歳」、「16～19歳」、「20歳代」、「30歳代」、「40歳代」、「50歳代」、「60歳代」、「70歳以上」
- ・ 1980、1985、1990、2000年は都道府県別のデータがあるが、性別、有業かどうかについては年齢区分別の集計はない。1995、2005年は都道府県別の集計はない。

2. 賃金（時間当たり賃金）

①機会費用法（OC法）

- ・ 既存推計では、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の産業計、男女別・年齢階層別の一人当たり時間給を利用。なお、一人当たり時間給＝月間所定内給与額／月間所定内実労働時間、としている。
- ・ 全国・都道府県
年齢区分：「～17歳」「18～19歳」「20～64歳は5歳刻み」「65歳以上」

参考図表8 時間当たり賃金データ（OC法）

(単位:円)

	2001年		2006年	
	男性	女性	男性	女性
15～19歳	990	915	1,018	916
20～24歳	1,196	1,105	1,193	1,117
25～29歳	1,460	1,279	1,439	1,272
30～34歳	1,772	1,452	1,709	1,394
35～39歳	2,101	1,523	2,049	1,509
40～44歳	2,320	1,473	2,350	1,504
45～49歳	2,465	1,460	2,479	1,465
50～54歳	2,545	1,421	2,515	1,413
55～59歳	2,417	1,363	2,355	1,370
60～64歳	1,812	1,212	1,725	1,216
65歳以上	1,680	1,251	1,526	1,214

②代替費用法（スペシャリスト法）（RC-S法）

- ・ 既存推計では、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の職種別の一人当たりの活動毎の時間給（年齢区分は用いていない）を利用。なお、一人当たり時間給＝月間所定内給与額／月間所定内実労働時間、としている。
- ・ 全国・都道府県別。都道府県データがない場合には全国値を用いる。また、男女いずれか片方のデータがない場合には他方で代用している。

参考図表 9 時間当たり賃金データ (RC-S 法)

(単位:円)

活動種類	対応職種	2001年	2006年	
家事	炊事	調理師、調理師見習い平均	1,247	1,167
	掃除	ビル清掃員	998	976
	洗濯	洗濯工	1,133	1,026
	縫物・編物	洋裁工(洋服工)、ミシン縫製工平均	879	887
	家庭雑事	用務員	1,341	1,198
介護・看護		看護保護者、ホームヘルパー平均	1,139	1,139
育児		保育士	1,278	1,235
買物		用務員	1,341	1,198
社会活動		医療、社会保険・社会福祉、教育等加重平均	1,872	1,823

(備考) 洋服工については、1981年、1986年の男性の職種として利用した。

③代替費用法 (ジェネラリスト法) (RC-G 法)

- ・ 既存推計では、社団法人日本臨床看護家政協会が平成8年12月末に実施した、平成8年度の一般在宅勤務者(家事援助サービス)の賃金実態調査の結果(1996年:880円/時間)を用いている。
- ・ この調査は、同協会の各都道府県の支部の調査をまとめたものとなっている。
- ・ 具体的には、このデータを、その後の厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の「その他の生活関連サービス業」の賃金率の伸び率で延長した値を利用している(2001年:965.4円/時、2006年:973.0円/時)。
- ・ 都道府県の値については、1996年の都道府県別の値に、全国ベースでの「その他の生活関連サービス業」の賃金率の伸び率で一律に延長した値を利用している。

参考図表 10 時間当たり賃金データ (RC-G 法)

(単位:円)

2001年	965
2006年	973

参考図表 11 活動毎の RC-S 法の賃金単価（賃金構造基本統計調査）のデータ整備状況〔プリコード方式〕

【家事、介護等】

活動	職種賃金	1981		1986		1991		1996		2001		2006	
		全国	県別										
炊事	調理師見習い	○	男	○	○	○	○	×	○	○	×	○	×
	調理師	男	男	男	男	男	○	男	男	○	○	○	男
掃除	ビル掃除員	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
洗濯	洗濯工	男	×	男	×	男	○	女	×	○	女	○	女
縫物・編物	ミシン縫製工	○	女	○	女	○	○	女	女	○	女	○	女
	洋裁工・洋服工	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×
家庭雑事	用務員	○	○	○	男	○	○	×	○	○	×	○	×
買物	用務員	○	○	○	男	○	○	×	○	○	×	○	×
育児	保育士 (保母・保父)	女	女	女	女	女	○	女	女	○	女	○	女
介護・看護	看護補助者	女	女	女	女	女	○	女	女	○	女	○	女
	ホームヘルパー	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×

(備考) 炊事については、「調理師見習い」と「調理師」の単純平均、縫物・編物については、「ミシン縫製工」と「洋裁工」の単純平均、介護・看護については「看護補助者」と「ホームヘルパー」の単純平均を利用した。洋服工については、1981年、1986年の男性の職種として利用した。

【社会活動・ボランティア】

	全国
1981年	サービス業の合計賃金から「旅館、その他宿泊所」、「娯楽業（映画業を除く）」、「医療業」、「教育」を除いた加重平均
1986年	「社会保険、社会福祉」
1991年	「協同組合」、「医療」、「保健衛生」、「社会保険・社会福祉」、「教育」、「学術研究機関」、「政治・経済・文化団体」の加重平均。
1996年 2001年	「協同組合」、「医療」、「社会保険・社会福祉」、「教育」、「学術研究機関」、「政治・経済・文化団体」の加重平均。
2006年	「協同組合」、「医療」、「社会保険・社会福祉、介護事業」、「学校教育」、「その他の教育、学習支援業」、「学術研究機関」、「政治・経済・文化団体」の加重平均。

(備考) 1991年以降については、社会活動・ボランティアの範囲としては、教育、医療が無視し得ないことから、対応する業種を見直した。1986年以前は、既存推計に同じ。

3. アフターコード方式での RC-S 法の際の対応職種

アフターコード方式での RC-S 法の際の対応職種については、以下のようにしている。ここで、各種の「移動」については、その内容によらず、原則として、対応職種は同じとした。なお、「子供の送迎移動」は、移送そのものが目的となるため、データの利用可能性からタクシー運転手と用務員の単純平均値を用いることにした。

参考図表 12 アフターコード方式（2006 年）での活動別の職業対応について

無償労働・・・2006 年区分	
家事	
食事の管理	調理士、調理士補助
菓子作り	パン・洋生菓子製造工
園芸	用務員
住まいの手入れ・整理	ビル掃除人
衣類等の手入れ	洗たく工、洋裁工
衣類等の作製	ミシン縫製工、洋裁工
建築・修繕	大工、配管工、家具工、建具製造工、ビル掃除人
乗り物の手入れ	自動車整備工
世帯管理	用務員
乳幼児以外の家族の介護・看護	看護補助者、ホームヘルパー
家族の身の回りの世話	用務員
その他の家事	用務員
育児	
乳幼児の介護・看護	保育士
乳幼児の身体の世話と監督	保育士
乳幼児と遊ぶ	保育士
子供の付き添い等	保育士
子供の教育	保育士
子供の送迎移動	用務員とタクシー運転者の単純平均
買物・サービスの利用	
買物	用務員
公的サービスの利用	用務員
商業的サービスの利用	用務員
家事関連に伴う移動	
家事関連に伴う移動	用務員
ボランティア活動関連	
ボランティア活動	協同組合、医療業、社会保険・社会福祉、

無償労働・・・2006年区分	
	介護事業、学校教育、その他の教育・学習支援業、学術研究機関、政治・経済・文化団体の単純平均
ボランティア活動に伴う移動	ボランティア活動に同じ
無償労働（国際比較のための追加分類）	
趣味としての菓子作り	パン・洋生菓子製造工
成果物を得る趣味・娯楽	娯楽業
趣味としての園芸	用務員、その他の生活関連サービス業
ペットの世話	用務員、その他の生活関連サービス業
犬の散歩等	用務員、その他の生活関連サービス業
趣味としての衣類等の作製	ミシン縫製工
成果物を得るスポーツ	娯楽業
家事的趣味に伴う移動	上記（趣味としての菓子作り～成果を得るスポーツ）の加重平均

（備考）調理師には、調理師法に定める調理師免許を有する者で、現実に調理師の業務に従事している者のほか、調理師の免許はないが、調理材料の下拵えをしたり、これを材料として煮物、蒸物、ねり物の仕込み又は仕上げをしたり、焼物や揚物を作ったりする者も含まれる。なお、この定義は以前から基本的に変更はない。

4. 人口

既存推計では、「社会生活基本調査」の人口を、総務省「人口推計月報」のデータで補正している。

補論 無償労働の中での移動について

ここでは、無償労働の中での「移動」について整理する。

無償労働の中での付随輸送と送迎輸送

ここでは、一般的な生産の範囲（＝境界の内側）において、自分自身が何か別の活動に付随して＜移動＞する場合には、「付随輸送」と呼ぶことにする。一方で、一般的な生産の範囲の中で、＜移動＞することが活動の目的になっている場合には、「送迎輸送」と呼ぶことにする。社会生活基本調査では、無償労働の中の＜移動＞（社会生活基本調査での用語）では、家事関連に伴う＜移動＞、ボランティア活動に伴う＜移動＞が「付随輸送」に該当する。また、子どもの送迎＜移動＞が「送迎輸送」に該当する。

無償労働の中での付随輸送については、「人に頼むことができる」のは付随輸送のみではなく、付随輸送の目的となっている活動（家事関連やボランティア活動）と付随輸送とのセットである。従って、その貨幣評価を RC-S 法で行う場合、付随輸送を付随する目的の活動に相当するスペシャリストの賃金単価を、付随輸送を含めた時間について適用することになる。

一方で、無償労働の中での送迎輸送については、送迎輸送のみを「人に頼むことができる」。そのため、その貨幣評価を RC-S 法で行う場合には、送迎輸送を行うスペシャリストの賃金単価（タクシー運転手、用務員など）を適用することになる。これらを整理したものが以下の表である。

無償労働の中での輸送の種類と貨幣評価の方法について

輸送の種類	一般的な生産の境界 (人に頼むことができる) との関係	RC-S 法の際の 賃金単価	輸送の例 (社会生活基本調査)
付随輸送	付随輸送を付随する活動 とセットで「人に任せるこ とができる」	付随輸送を付随する 活動に対応する職種 の賃金単価	家事関連に伴う移動、 ボランティア活動に 伴う移動
送迎輸送	送迎輸送のみを「人に任せ ることができる」	送迎自体に対応する 職種の賃金単価	子どもの送迎移動

(参考) 無償労働の貨幣評価における通勤時間の取り扱い

通勤については、「仕事」に付随する輸送であると整理した場合、一般的な生産の境界の内側になる。ここで言う「仕事」は、統計上の生産の範囲にあるため、通勤についても、統計上の生産の範囲に含まれる輸送（付随輸送）となる。

その場合、通勤と無償労働との関係において、無償労働の貨幣評価の際の賃金単価の作り方に

において留意が必要となる。従来、無償労働の貨幣評価の際の賃金単価については、給与／労働時間により作成していた。具体的には、分子の給与については、従来は無償労働の貨幣評価の際には所定内賃金を用いているが、これについては、所定外労働に相当する賃金を含んだ現金給与総額とする考え方や、より広く、各種の手当を含んだ給与・報酬とする考え方もあろう。一方で、分母の労働時間については、従来は無償労働の貨幣評価の際には所定内労働時間を用いているが、これについても、分子の給与に所定外部分を含めるのであれば、労働時間も総実労働時間とするのが整合的となる。

いずれの場合も従来は貨幣評価では、分母は労働時間のみであり、これに通勤のための時間は含まれていなかった。しかし、通勤と仕事がセットであることがほとんどであることを前提にすれば、分母の労働時間に通勤時間を加えて賃金単価を作成することが一つの考え方になる。

通勤については、上述のように「仕事」に付随する輸送との考え方がある一方、(一定の制約はあろうが)居住地は自由に選択することができる等の理由から、無償労働の貨幣評価の際の賃金単価において、通勤時間を考慮に含めるのは妥当ではないとの考え方もある。

本調査研究では、既存の文献に沿って通勤時間を考慮しない所定内賃金率を用いた貨幣評価を基本としつつ、アフターコード方式での無償労働の貨幣評価に関して、通勤にかかる時間を控除した試算についても参考として行った。